

台風接近の予報が出た際は ～ 気象庁による「台風への備え 5箇条」～

今年も本格的な台風シーズンが到来します。気象庁では、台風が発生すると、台風の位置、強さ、大きさの実況や予報に関する台風情報を発表します。また、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

警報レベルの状況になった際の町からの避難情報などについては、先月号でもお知らせをしましたが、それ以前の段階から、こまめに気象情報をチェックし、予報の段階で備えておくことも大切です。

今月号では、気象庁のウェブサイトに掲載されている「台風への備え5箇条」を紹介します。

◎気象庁による「台風への備え 5箇条」

- (1) 家の外の備えを行う（大雨が降る前、風が強くなる前に済ませましょう）
- (2) 家の中の備えを行う
- (3) 避難場所の確認を行う
- (4) 気象庁が発表する「台風情報」、「警報・注意報」など情報の入手を行う
- (5) 台風接近中は不要な外出は控え、危険な場所へは近づかない！

それぞれの項目の詳しい内容は右のサイトを参照してください。⇒ ⇒ ⇒



特に(5)について、状況によっては、雨や風がピークを迎える前に電車やバスの運転見合わせ、国道や都道の通行止めが行われる場合があります。その場合、帰宅が困難になってしまう恐れがありますので、大雨や強風が予報された時間帯には外出を控える、または早めに帰宅するようにしてください。

特に、町外へ通勤・通学をしている方は、万が一自力で帰宅できなくなってしまうときにどうするか、前もって家族や知人と話しておいてください。

※問い合わせは、総務課 ☎83-2349

除雪機購入費補助制度

町では、積雪時における

お願いします。

道路交通および安全で安心な住民生活の確保を目的とし、地域ぐるみの除雪活動を推進するため、除雪機購入費補助制度を創設しましたので、ご利用ください。

〔補助対象者〕自治会または町内に居住する複数世帯で構成する団体

除雪機は毎年生産台数が限られており、8月頃には予約が終了する場合がありますので、お早めの申請を

〔対象機械〕販売店から購入する新品の除雪機〔補助金額〕購入費の2分の1以内（補助限度額15万円）

道路交通の支障となる立木の伐採などをお願い

近々、立木の成長により、道路を挟み山側および川側に生い茂り、倒木や落枝など、道路交通の妨げとなり、事故の要因に繋がる危険箇所が点在しています。

道路交通の支障となる立木の伐採などをお願い

近年、立木の成長により、

います。

道路を挟み山側および川側に生い茂り、倒木や落枝など、道路交通の妨げとなり、事故の要因に繋がる危険箇所が点在しています。

交通事故を未然に防止し、安全な通行を確保するために、樹木の所有者の方は、立木の伐採、樹木や垣根・庭木の枝葉の剪定をお願いいたします。

また、庭木の枝葉がのびて道路上に張り出し、カーブミラーや道路標識の視界を遮るなど、年間を通して道路に様々な支障を来して

なお、草刈り機を使用する際は、飛び石など周囲の状況に気を付けて実施をお願いいたします。

※申し込み・問い合わせは、環境整備課 ☎83-2367